

第2回久慈市農業委員会会議録

令和4年4月21日開催

久慈市農業委員会

第 2 回 久慈市農業委員会議

1 日 時 令和 4 年 4 月 21 日（木） 13 時 30 分～

2 場 所 久慈市役所 大会議室

3 付議事件

- (1) 農地法第 3 条の規定による許可について
- (2) 農地法第 5 条の規定による許可について
- (3) 農地法の適用外証明願いについて
- (4) 農用地利用集積計画について

4 報告事項

- (1) 農地法第 3 条の 3 の届出書の提出について
- (2) 会務報告
- (3) その他

5 出席者 29 名(出席者名簿のとおり)

6 関係機関

事務局	事務局長	藤 原 亮 一
	係 長	鶴 飼 勝 浩
	主 査	小 野 寺 靖

第 2 回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員

議席	氏 名	出席
1	新井野 勉	○
2	三上昌明	○
3	米澤 豊	○
4	木村晴子	○
5	田村英寛	○
6	鹿糠 勇	○
7	中塚義弘	○
8	小倉 明	○
9	上村信志	○
10	高倉道夫	○
11	宇部文人	○
12	鹿糠 勢津子	○
13	大鹿糠 正行	○
14	柿木 敏由貴	○
15	宇部 繁	○

地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	○
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
長内	岩 崎 壽 吉	○
大川目	切 金 伸 広	○
夏井	中川原 広 志	○
宇部	大 崎 惠 作	○
侍浜	桑 田 孝 一	○
山根	松野下 富 則	○
山形	大 上 和 義	
山形	長 内 廣 一	○
山形	下 舘 靖	○
山形	内久保 宏 明	○
山形	下 舘 定 一	○
山形	類 瀬 徳 美	○

開会	13時30分
事務局長	<p>只今から令4年度第2回久慈市農業委員会会議を開催いたします。</p> <p>開会にあたりまして、宇部会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さまご苦勞様でございます。</p> <p>農作業も始まりましたし、また桜も満開を迎えています。</p> <p>本日もよろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>本日の欠席通告委員を報告いたします。</p> <p>大上推進委員より欠席通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>本日の議案について訂正をお願いします。</p> <p>議案第1号の農地法第3条の許可申請2件について、譲受人と譲渡人がそれぞれ逆になっておりました。</p> <p>訂正をお願い致します。</p> <p>それでは、久慈市農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事については、宇部会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>それではこれより議事に入ります。</p> <p>まずは議事録署名委員、および会議書記の指名を行います。</p> <p>久慈市農業委員会会議規則第10条の規定により議事録署名委員及び書記を、当職から指名させていただきます。</p>

	<p>くことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議無し」の声)</p> <p>それではご異議無しと認め、議事録署名委員に3番米澤委員、4番木村委員を、書記には事務局職員の鶴飼係長を指名いたします。</p> <p>それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の説明を願います。</p>
小野寺主査	<p>1ページをお開き願います。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。</p> <p>(以降、議案朗読説明)</p> <p>以上で議案第1号の説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで現地調査員の報告をお願いします。</p> <p>付議番号1番について、中塚委員さんお願いします。</p>
中塚委員	<p>付議番号1番について現地調査をして来ましたのでご報告します。</p> <p>4月14日事務局2名と私の計3名で現地調査を行いました。</p> <p>場所は〇〇から南方面に約300メートル△△橋下のJR線沿いの□□の隣になります。</p> <p>現地は草刈りが行われており、新しい境界杭が設置されているような状況でした。</p> <p>今回の調査個所は休耕地を農園として使用すると</p>

	<p>いう事なので何ら問題のないものとして見てまいりました。</p> <p>ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>はい、ご苦労様でございました。</p> <p>次に付議番号2番につきまして大鹿糠委員さんお願いします。</p>
大鹿糠委員	<p>付議番号2番について私の方から報告させていただきます。</p> <p>現地調査日は4月15日事務局2名と私の3名で確認してまいりました。</p> <p>場所は資料にもあるように〇〇地区に点在していますが、住宅街の方であったり、川沿いの方であったりですが、それは位置図、地籍図でご確認いただければと思います。</p> <p>譲渡人は毎年農業をされておりまして、農地の方も適切に管理されているもので、贈与なので何ら問題ないものとして見てまいりました。</p> <p>以上、ご審議の程申し上げます。</p>
会長	<p>はい、ご苦労様でございました。</p> <p>事務局の説明と現地調査員の報告が終わりました。</p> <p>質疑を許します。</p> <p>(「無し」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可については特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

	<p>それでは特に意見がないものとして決定いたしました。</p> <p>次に議案第2号農地法第5条の規定による許可を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
小野寺主査	<p>6ページをお開き願います。</p> <p>議案第2号農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。</p> <p>(以降、議案朗読説明)</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わります。</p>
会長	<p>はい、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査員の報告をお願いします。</p> <p>岸里推進委員さんをお願いします。</p>
岸里推進委員	<p>議案第2号、付議番号1番について説明させていただきます。</p> <p>4月15日事務局2名と大鹿糠委員、私の4名で現地を見てまいりました。</p> <p>場所は△△川に沿って行きますと川向いに〇〇小学校が見えてきますが、そちらに行くための□□橋手前を約300メートルの所に、以前の〇〇商店さんがあるんですが、その近くに現地があります。</p> <p>現地は畑で作業小屋がすでに建っており、草刈り等もされておりました。</p> <p>特に問題ないものとして見てまいりました。</p> <p>皆さまのご審議をお願い致します。以上です。</p>

<p>会長</p>	<p>はい。</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p>議案第2号について事務局からの説明と現地調査員からの報告が終わりました。</p> <p>質疑を許します。</p> <p>（「無し」の声）</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。</p> <p>議案第2号農地法第5条の規定による許可については特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>それでは、特に意見がないものとして決定いたしました。</p> <p>次に、議案第3号農地法適用外証明願いについてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を願います。</p>
<p>小野寺主査</p>	<p>8ページをお開き願います。</p> <p>議案第3号 農地法の適用外証明願いについてご説明します。</p> <p>（以降、議案朗読説明）</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>次に現地調査員の報告をお願いします。</p> <p>大鹿糠委員さんをお願いします。</p>
<p>大鹿糠委員</p>	<p>付議番号1番ですが、場所は〇〇号線、□□町の神社をこちらから行って右に入って行ったところ約100メートルのところになります。</p>

	<p>現地は事務局から説明あったとおり、作業小屋とかキノコの櫓木が積まれており、約20年以上経っており農地としての復旧は無理だと思いますし、適用外証明願いやむを得ないと思って見てまいりました。</p> <p>続いて付議番号2番です。場所は△△と□□の境といった所です。位置図の方で第36地割とありますが、ちょうど〇〇のグラウンド辺り、そこから南に100メートル位の所に平屋のアパートが2件建っており、今は誰も住んでいないような、かなり古い建物でした。</p> <p>これも適用外証明がやむを得ないものとして見てまいりました。</p> <p>以上で報告終わります。ご審議の程お願いします。</p>
会長	<p>はい、ご苦労様でした。</p> <p>議案第3号について事務局からの説明と現地調査員の報告が終わりました。</p> <p>質疑を許します</p> <p>(城内推進委員 挙手)</p> <p>はい、城内推進委員さん</p>
城内推進委員	<p>先月の会議の中で、今回の議案書11ページの上の方の場所が案件として出ていたと思うのですが、今回のものと関連があるのでしょうか。</p>
会長	<p>事務局長お願いします。</p>
事務局長	<p>はい、先月の転用申請がございました隣の土地でございます。</p> <p>所有者も同じでございます。</p>

	<p>同じ分譲地の一部であると考えております。</p>
城内推進委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>他にございませんか。 (鹿糠委員 挙手) はい、鹿糠委員さん</p>
鹿糠委員	<p>ここは農地でなくなった時期が昭和40年半ば、48年などだいぶ年数が経っているわけですが、このぐらいの年数が経過していれば、やむを得ないとしか言いようがないのですが、解せないし納得がいかない部分もあります。</p> <p>地目変更しなかった理由が、知らなかった、許可を受けていると思っていたなど、こちらも納得しがたいと考えます。</p> <p>申請を受ける際は、もう少し慎重に聞き取り等が必要ではないでしょうか。</p>
会長	<p>はい、事務局長お願いします。</p>
事務局長	<p>おっしゃるとおりでございます。</p> <p>だいぶ時間が経っておりまして、登記の地目が田や畑のまま残っている状態で、相続を受けている物件なわけですが、そういった部分をどういうふうに解決していけばいいのかという事ですが、税務課の方では現況課税しております。</p> <p>現況は把握できている事なのですが、登記の手続きは本人がするという事で、そこは呼びかけや周知等を</p>

	<p>徹底する必要があると思いますし、おっしゃるとおり、解せない話しではありますので、改善していかななくてはいけないと考えております。</p>
会長	<p>(鹿糠委員 挙手)</p> <p>はい、鹿糠委員さん</p>
鹿糠委員	<p>今、税務課の方で現況課税しているとの事ですので、市役所としては当然、分かっているという事ですか。</p> <p>それでは、知らなかったという理由は通らないと思いますし、理由をもっと詳細に聞く必要があるのではないのでしょうか。</p>
会長	<p>県の農業会議で同じような事案について議論がありました。</p> <p>税務課では現況課税をしておりますが、なかなか難しい問題であり、実際相続をしたまま地目変更をしていないという事は多々あるようでございます。</p> <p>(城内推進委員 挙手)</p>
会長	<p>はい、城内推進委員さん</p>
城内推進委員	<p>このように相続や売買によって土地が動くと、当然登記簿を調べ、このような問題が起ることもあるという事は、やむを得ないと思いますが、行政として税務課と連携を取っていけば、このような問題は早期に対応していけるのではないかと思います。</p>

会長	事務局長お願いします。
事務局長	<p>なかなか難しい問題ですが、理由に関しては詳しく聞き取りはしたいと思いますし、税務課と連携を取ってやって行きたいと思います。</p> <p>適用外証明がなければ登記できないという事ですので、何卒宜しくお願いします。</p>
会長	<p>皆さんがおっしゃるとおり、税務課等との連携を取っていくという事でよろしいでしょうか。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>(「無し」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。</p> <p>議案第3号農地法適用外証明願いについては特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「異議無し」の声)</p> <p>それでは特に意見がないものとして決定いたしました。</p> <p>次に議案第4号農地利用集積計画書についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
鶴飼係長	<p>12ページをお開き願います。</p> <p>議案第4号、農用地利用集積計画書についてご説明します。</p> <p>令和4年度 農地利用集積計画書 第1～3号が別紙のとおり提出され、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき意見を求められております。農地中間管理機構である岩手県農業公社が、貸し手と</p>

	<p>借り手の仲に入って利用集積を図るものです。</p> <p>資料といたしまして、14ページに、整理番号ごとに利用権の設定を受けるものと利用権の設定をする者について、表にまとめてあります。</p> <p>なお、この議案に関係する委員の方々がおられます。</p> <p>整理番号1につきましては、大鹿糠委員が、整理番号2につきましては、宇部会長、宇部文人委員が、整理番号3につきましては、小倉委員、切金委員が関係しておりますので、退室をお願いしながら整理番号ごとに進めさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、まず整理番号1番については、関係されます大鹿糠委員さん一時退室をお願いします。</p> <p>(大鹿糠委員 退室)</p> <p>鶴飼係長説明願います。</p>
<p>鶴飼係長</p>	<p>まず整理番号1についてご説明いたします。</p> <p>15ページ、16ページになります、14ページの表と併せてご覧いただきたいとおもいます。</p> <p>(以降、議案朗読説明)</p> <p>以上で整理番号1について説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>整理番号1番について質疑を許します。</p> <p>(「無し」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。</p> <p>よろしいですね。</p> <p>(大鹿糠委員 着席)</p> <p>次、付議番号2番については、私と宇部文人委員が</p>

	<p>関係者でございますので、退室いたします。</p> <p>議長を高倉職務代理お願いします。</p> <p>(宇部会長、宇部文人委員退室、高倉職務代理議長席移動)</p>
高倉職務代理	<p>それでは会長に代わりまして進行させていただきます。</p> <p>引き続き整理番号2につきまして、事務局から説明願います。</p>
鶴飼係長	<p>次に、整理番号2についてご説明いたします。</p> <p>17ページ、18ページになります。14ページの表と併せてご覧いただきたいとおもいます。</p> <p>(以降、議案朗読説明)</p> <p>以上で整理番号2について説明を終わります。</p>
高倉職務代理	<p>ただ今、事務局から説明がありました。</p> <p>整理番号2につきまして、質疑を許します。</p> <p>(「無し」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。</p> <p>整理番号2につきましては、意見なしとして決定をいたします。</p> <p>退席者の入室を許します。</p> <p>(宇部会長、宇部文人委員着席、高倉職務代理席移動)</p>
会長	<p>それでは再開いたします。</p> <p>整理番号3については、小倉委員さん、切金推進委員さん退室をお願いします。</p>

	<p>(小倉委員、切金推進委員 退室)</p> <p>整理番号3番につきまして事務局からの説明をお願いします。</p>
鶴飼係長	<p>次に、整理番号3についてご説明いたします 19ページから22ページになります。14ページの表と併せてご覧いただきたいとおもいます。</p> <p>(以降、議案朗読説明)</p> <p>以上で整理番号3について説明を終わります。</p>
会長	<p>整理番号3番について質疑を許します。</p> <p>(「無し」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。よろしいですね。</p> <p>退席者の入室を許します。</p> <p>(小倉委員、切金推進委員 着席)</p> <p>次に報告事項(1)農地改良等届出書の提出ついてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
小野寺主査	<p>23ページをお開き願います。</p> <p>報告事項(1)農地改良等届出書の提出がありましたのでご報告いたします。</p> <p>(以降、届出書の説明)</p> <p>以上で報告事項(1)の報告を終わります。</p>
会長	<p>質疑を許します。</p> <p>(「無し」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。</p> <p>報告ですので、次に進ませさせていただきます。</p>

	<p>報告事項（２）農地法第３条の３第１項の届出書の提出についてを、議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
小野寺主査	<p>25 ページをお開き願います。</p> <p>報告事項（２）農地法第３条の３第１項の規定による届出書の提出がありましたのでご報告します。</p> <p>土地の表示、届出人は記載のとおりでございます。</p> <p>届出事由は、相続 計 7 件です。</p> <p>以上で報告事項（２）の説明を終わります。</p>
会長	<p>はい、事務局の説明が終わりました。</p> <p>相続ですからよろしいですね。</p> <p>（「無し」の声）</p> <p>次に進ませていただきます。</p> <p>報告事項（３）会務報告、事務局長お願いします。</p>
事務局長	<p>27ページご覧いただきたいと思います。</p> <p>会務報告になります。</p> <p>4月1日金曜日、農業委員辞令交付式・第1回農業委員会議・農地利用最適化推進委員委嘱状交付式・第1回農業委員及び農地利用最適化推進委員会議がありまして、みなさまお疲れ様でございました。</p> <p>会長の互選、職務代理者の互選を行いました。</p> <p>農政部会、農地部会についても決定をいただきました。</p> <p>令和4年度の、農業委員会活動計画等については説明をさせていただいたところであります。</p> <p>次に14日・15日、木・金、2日間で農地転用現地調</p>

	<p>査を行っていただいております。</p> <p>農地法第3条、5条、適用外を、中塚委員、大鹿糠委員、岸里推進委員に現地調査を行っていただきました。</p> <p>同じく15日金曜日は久慈市議会臨時議会が開催されまして、会長が出席をされました。</p> <p>そして本日を迎えているところであります。</p> <p>最後にコメ印であります、来月の会議の予定でございます。</p> <p>5月23日月曜日、午後1時30分大会議となっておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>会務報告が終わりました。</p> <p>何かございますか。</p> <p>なければ以上で、報告事項は終わらせて頂きます。</p> <p>次にその他でございますが、みなさんから何かございますか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
鶴飼係長	<p>私から一点お知らせでございます。</p> <p>先ほどの研修会でもお話をさせていただきましたが、テキスト1と2については、来月の総会の日にも資料として使いますので、忘れずに持参くださるようお願いいたします。以上です。</p>
会長	<p>皆さんから他にありませんか。</p> <p>(「無し」の声)</p>

	<p>なければこれで終わらせていただきます。</p> <p>それでは、以上をもちまして第2回久慈市農業委員 会議を終了させていただきます。</p> <p>ご苦勞様でした。ありがとうございました。</p>
閉会	14時45分